

預り金の 仕訳と納付



やさしい実務ハンドブック



※ 本資料は参考情報であり、法令等への適合性や内容の正確性・完全性について、一切保証するものではありません。制度の適用にあたっては、必ず公的資料等をご確認ください。

※ 本資料の情報は、2026年6月作成時点のものであり、変更される可能性があります。ご利用の際は、必ず最新情報を公的機関にてご確認ください。

預り金は何のための勘定科目？

預り金とは、従業員や取引先が負担すべきお金を会社が一時的に預かったときに使う勘定科目です。給与から天引きする源泉所得税・住民税・社会保険料が代表例で、預かったお金は後日、税務署や年金事務所などに納付します。

貸借対照表では流動負債に分類されます。敷金・保証金のように返還まで長期にわたるものは固定負債（預り保証金）とします。



立替金、前受金と何が違う？

科目	お金を出すのは？	将来どうなる？
預り金	本人（従業員等）が出したお金を会社が預かる	第三者へ納付 or 本人に返金
立替金	会社が一時的に立て替えて支払う	本人から回収する
前受金	得意先が商品代金を先に支払う	将来の売上に振り替わる

預り金は収益にはなりません。あくまで「一時的に預かっているだけ」であり、会社の売上とは無関係です。

場面別・預り金の仕訳パターン 1

ケース1 給与を支払い、税金・社会保険料を天引き

- 給与300,000円を支給し、源泉所得税8,000円・住民税12,000円・社会保険料45,000円を天引き、残額を振込した場合

借方科目	金額	貸方科目	金額
給与	300,000	預り金（源泉所得税）	8,000
		預り金（住民税）	12,000
		預り金（社会保険料）	45,000
		普通預金	235,000

※ 「預り源泉所得税」「預り住民税」など補助科目を設定すると、納付時期ごとの残高管理がしやすくなります。

ケース2 預かった源泉所得税を納付

- 預かった源泉所得税8,000円を翌月10日に税務署へ納付した場合

借方科目	金額	貸方科目	金額
預り金（源泉所得税）	8,000	預り金（源泉所得税）	8,000

場面別・預り金の仕訳パターン 2

ケース3 社会保険料を会社負担分とあわせて納付

- 従業員から預かった社会保険料45,000円に、会社負担分45,000円を加え、翌月末に年金事務所へ納付した場合

借方科目	金額	貸方科目	金額
預り金（社会保険料）	45,000	普通預金	90,000
法定福利費	45,000		

※ 健康保険・厚生年金は従業員と会社が折半で負担します。会社負担分は「法定福利費」で処理します。

ケース4 従業員からセミナー受講料を預かり、差額を返金

- 従業員から外部セミナーの受講料10,000円を現金で預かる
- 後日セミナー受講料は割引で9,000円となり、残額1,000円を従業員に返金

借方科目	金額	貸方科目	金額		借方科目	金額	貸方科目	金額
現金	10,000	預り金	10,000	▶	預り金	10,000	現金	9,000
							現金	1,000

※ 支払い9,000円＋返金1,000円で預り金が精算されます。最終負担者は従業員なので会社の費用にはなりません。

場面別・預り金の仕訳パターン 3

ケース5 年末調整で所得税を還付（預り金がマイナスに）

年末調整の結果、従業員へ所得税5,000円を還付（12月給与に上乘せ）した場合です。天引き済みの預り金より還付額が大きいと、残高がマイナスになることがある。

借方科目	金額	貸方科目	金額
預り金（源泉所得税）	5,000	現金	5,000

月次決算でマイナス表示を避けたいときは、一時的に「立替金」に振り替えておく方法もあります。翌月以降の天引きで自然に解消されます。

ケース6 労働保険の年度更新で概算保険料を納付

労働保険料は毎年6～7月に年度更新を行い、概算保険料を一括納付します。毎月の天引き額との差額で預り金がマイナスになることがありますが、翌月以降の天引きで順次解消されます。



主な納付スケジュール一覧

預り金は期限までに納付して初めて精算が完了します。項目ごとに納付先・期限が異なるため、補助科目と納付スケジュールをセットで管理しましょう。

種類	原則の納付期限	特例
源泉所得税	翌月10日	常時10人未満なら半年分をまとめて納付可（納期の特例）
住民税（特別徴収）	翌月10日	同上
健康保険・厚生年金	翌月末日	-
労働保険料	年1回（6・7月）	3回分割納付可

納付が遅れたときのペナルティ（令和8年）

源泉所得税の納付が遅れると、不納付加算税と延滞税の両方が課される可能性があります。

不納付加算税

原則は納付税額の10%。ただし、税務署の指摘前に自主的に納付すれば5%に軽減されます。さらに、過去1年以内に納付漏れがなく、かつ納期限から1か月以内に納付した場合は免除されます。

延滞税 (令和8年)

納期限の翌日から2か月まで年2.8%、それ以降は年9.1%です。気づいた時点で即納付するのが鉄則です。

※ 社会保険料の納付が遅れた場合も督促状が届き、指定期日を過ぎると延滞金（年2.8%/年9.1%）が発生します。